

## 長野県における最低賃金額改定の推移(引上額等)

【表1】

年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
長野県最低賃金	680	681	693	694	700	713	728	746	770	795	821	848	849	877	
引上額	11	1	12	1	6	13	15	18	24	25	26	27	1	28	
(目安額)	(11)	-	(10)	(1)	(4)	(12)	(15)	(18)	(24)	(25)	(26)	(27)	-	(28)	
引上率	1.64	0.15	1.76	0.14	0.86	1.86	2.10	2.47	3.22	3.25	3.27	3.29	0.12	3.30	
未満率	1.4	1.3	1.0	1.06	1.95	2.27	2.2	0.9	1.7	1.4	1.2	0.6	1.1	1.1	
影響率	1.9	1.3	1.4	1.08	2.1	3.73	3.55	2.11	5.17	8.7	11.1	12.1	2.1	12.2	

【表2】

年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
計量器等最低賃金	775	777	783	785	790	798	810	823	837	854	872	892	894	916	
引上額	8	2	6	2	5	8	12	13	14	17	18	20	2	22	
引上率	1.04	0.26	0.77	0.26	0.64	1.01	1.50	1.60	1.70	2.03	2.11	2.29	0.22	2.46	
未満率	5.70	10.15	7.96	8.90	9.93	9.1	7.4	9.6	11.8	11.3	11.8	10.2	11.6	4.7	
影響率	6.95	10.98	8.90	9.31	12.26	10.7	12.7	18.8	14.18	18.6	16.9	17.1	13.0	11.0	

【表3】

年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
はん用機械器具等最低賃金	787	789	794	796	801	809	821	834	848	865	883	903	905	927	
引上額	8	2	5	2	5	8	12	13	14	17	18	20	2	22	
引上率	1.03	0.25	0.63	0.25	0.63	1.00	1.48	1.58	1.68	2.00	2.08	2.27	0.22	2.43	
未満率	3.61	1.80	2.73	3.01	2.55	6.3	4.5	1.8	6.2	7.5	9.7	7.8	8.8	5.3	
影響率	3.88	1.90	3.08	3.08	2.63	8.1	4.7	2.90	7.81	12.4	12.2	12.8	9.4	8.5	

【表4】

年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
各種商品小売業最低賃金	746	747	751	753	756	763	773	786	800	817	835	855	857	879	
引上額	7	1	4	2	3	7	10	13	14	17	18	20	2	22	
引上率	0.95	0.13	0.54	0.27	0.40	0.93	1.31	1.68	1.78	2.13	2.20	2.40	0.23	2.57	
未満率	0.36	2.70	1.87	5.45	1.51	10.5	7.5	0.50	21.80	4.6	19.7	5.1	16.7	6.2	
影響率	0.36	2.94	4.06	5.92	2.03	18.5	24.4	1.20	24.88	15.1	27.7	9.0	16.7	16.8	

【表5】

年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
印刷、製版業最低賃金	742	743	746	747	747	747	747	747	781	809	827	850	850	850	
引上額	4	1	3	1					34	28	18	23			
引上率	0.54	0.13	0.40	0.13					4.55	3.59	2.22	2.78			
未満率	5.37	0.50	1.24	7.11					4.40	2.1	3.9	1.3			
影響率	5.76	0.50	1.24	7.18					8.99	7.4	7.8	6.4			

注：表1～5とも 1 「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者の割合をいう。

2 「影響率」とは、最低賃金を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合をいう。

3 「未満率」及び「影響率」は、各年度ごとに算出された数値をそのまま使用しています。

4 引上額等の「-」は、当該年度に金額改定がないものです。

